

意見書

平成 24 年 2 月 15 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「平成 24 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

世界的な情報化社会の進展を受け、主要各国はその分野での国際競争力を顕示しようとブロードバンド・インフラ整備を国家施策として推進しています。そうした中、日本政府及び総務省殿が新成長戦略に掲げ推進する「光の道」構想は、ICT 分野における我が国の競争力の向上、及び IT 立国による日本再生を進める上で極めて重要な政策であると考えます。

今回申請がなされている 3 つの接続料のうち、「加入光ファイバ接続料」の問題については、この重要な政策の成否を左右するものであり、政府が推進する施策との整合性を確保することは勿論、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、併せて「NTT 東西殿」という。）の独占化の進行等、現状のルールが競争政策として大いなる課題を抱えたものであるとの視点に立脚した議論の推進が不可欠であると考えます。

また、今回同時に申請がなされている「次世代ネットワーク（以下、「NGN」という。）接続料」及び「レガシー系サービス接続料」についても、メタルから光、レガシーから IP といった電気通信市場のパラダイムシフトに際して、大きな影響を及ぼしうる重要な競争政策案件となります。

従って、今回申請がなされている 3 つの接続料については、いずれも重要な位置付けにあたるものであり、「光の道」構想との整合のみならず、マイグレーション期における電気通信事業全体の健全な発展を図るという観点から、その認可の是非等が判断されるべきと考えます。

まず、「加入光ファイバ接続料」については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申（平成 20 年 3 月 27 日）において、NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位での接続料設定は時期尚早との結果となりました。しかしながら、分岐端末回線単位での接続が先送りされた結果、その後光アクセスサービス市場は、NTT 東西殿の独占が強まった[※]等、競争環境は後退の一途をたどっていることを考慮すると、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間で 1 ユーザ当たりのコストが同等となるよう、NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料の設定が必須であると考えます。

「NGN 接続料」に関しては、多様なサービスを創出可能とする競争環境を整備し、各種プレイヤーの参入を推進することが必要であり、NTT 東西殿の NGN（以下、「NTT-NGN」という。）において、コア網である IP 網のアンバンドルの細分化、PSTN の GC 接続に相当するアンバンドルメニューの設定等の対応が必要です。

また、需要減の影響から値上げ傾向にある「レガシー系サービス接続料」については、接続料水準の低廉化及びレガシー系サービスの安定的提供の確保を可能とする新たな接続料算定方式への早期移行が必須であると考えます。

※ FTTH 市場における NTT 東西殿シェアは、平成 20 年 3 月末時点で 72.2%、平成 23 年 9

月末時点で74.5%となっている。(総務省殿公表資料「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」より)

以下、本申請に係る各論について、弊社共の意見の詳細を述べさせていただきます。

【各論】

1. NGN におけるアンバンドル設定について

平成 20 年 3 月に商用開始した NTT-NGN では一定のアンバンドルが実施されましたが、中継局接続機能や収容局接続機能においてはほとんど接続実績がない状況が続いています。これは、PSTN においてはコア網及びアクセス網の機能がオープン化され、GC/IC 接続の実現等により多様なサービスが展開され競争環境が整備されてきた一方で、NTT-NGN においては依然としてオープン化が不十分であるためです。

弊社共としては、今後引き続き GC 接続類似機能やプラットフォーム機能等のオープン化に係る検討を進めていく必要があると考えており、総務省殿においては NTT 東西殿の取組みや接続協議の状況等も注視した上、可及的速やかに必要なルール整備を図っていただくべきと考えます。なお、NGN のアンバンドル化については「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」情報通信審議会答申(平成 23 年 12 月 20 日)(以下、「ブロードバンド答申」という。)において「…①『具体的な要望があること』、②『技術的に可能であること』という考え方に基づき、③『過度な経済的負担がないことに留意』しつつ判断」と記載されているところです。加えて、弊社共が従前から要望している GC 接続類似機能のアンバンドルについては、現在光接続料の分岐単位接続料に関する検討が進められている接続委員会にて検討を行うことが適当とされています。ブロードバンド答申の考え方に基づけば、GC 接続類似機能は『①具体的な要望』があり『②技術的に可能である』ものに該当するものと考えており、経済的負担を軽減した上で実現する方策を接続委員会にて判断すべきと考えます。

また、プラットフォーム機能等のオープン化に係る検討を進めていく上では、接続事業者から NTT 東西殿へ要望するに当たり、接続事業者側では NTT-NGN の詳細な技術仕様がわからない点も踏まえ、NTT 東西殿からは技術的な可否、及び網改造が必要な場合はその規模等の回答と併せて、接続事業者が要望する内容では大幅な改修を要する等の場合には、代替方法をご提案頂くことが必要と考えます。

以上